参考資料5

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

平成 28 年 10 月

兵　庫　県

目　次

第１　序説
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２　計画の目標
１　沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標
(1)　藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出・・・・・・・・・・・・・3
(2)　自然海浜の保全等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(3)　底質改善対策・窪地対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(4)　海砂利の採取の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(5)　埋立てに関する環境保全に対する配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(6)　環境配慮型構造物の採用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

２　水質の保全及び管理の推進に関する目標
(1)　水質の保全及び管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(2)　生活排水対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(3)　底質環境の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(4)　有害化学物質等の低減のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(5)　油や有害化学物質等による汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(6)　健全な水循環・物質循環機能の維持・回復・・・・・・・・・・・・・・・5
(7)　海水浴場等の水質の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

３　自然景観及び文化的景観の保全に関する目標
(1)　自然公園等の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(2)　緑地等の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(3)　史跡、名勝、天然記念物等の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(4)　漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(5)　ツーリズムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

４　水産資源の持続的な利用の確保に関する目標
(1)　適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保・・・・・・・・・・ 7
(2)　資源管理の取組による水産資源の維持・増大・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(3)　有害動植物の駆除等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

５　基盤的な施策に関する目標
(1)　環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等・・・・・・・・ 8
(2)　廃棄物の処理施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(3)　広域的な連携の強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(4)　情報提供、広報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(5)　環境保全思想の普及及び住民参加の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(6)　環境学習・環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第３　目標達成のための基本的な施策
１　沿岸域の環境の保全、再生及び創出
(1)　藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出・・・・・・・・・・・・ 9
(2)　自然海浜の保全等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(3)　底質改善対策・窪地対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(4)　海砂利の採取の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(5)　埋立てに関する環境保全に対する配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(6)　環境配慮型構造物の採用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

２　水質の保全及び管理の推進
(1)　水質の保全及び管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(2)　生活排水対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(3)　底質環境の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(4)　有害化学物質等の低減のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(5)　油や有害化学物質等による汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(6)　健全な水循環・物質循環機能の維持・回復・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
(7)　海水浴場等の水質の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

３　自然景観及び文化的景観の保全
(1)　自然公園等の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(2)　緑地等の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(3)　史跡、名勝、天然記念物等の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(4)　漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(5)　ツーリズムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(6)　その他の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

4　水産資源の持続的な利用の確保
(1)　適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保・・・・・・・・・・・ 21
(2)　資源管理の取組による水産資源の維持・増大・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(3)　有害動植物の駆除等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

5　基盤的な施策
(1)　環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等・・・・・・・・・ 23
(2)　廃棄物の処理施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(3)　広域的な連携の強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(4)　情報提供、広報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(5)　環境保全思想の普及及び住民参加の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(6)　環境学習・環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第４　計画の推進
１　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
２　計画の点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第１　序説

１　計画策定の趣旨

平成 27 年 10 月２日、「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 78 号）により、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号。以下「瀬戸内法」という。）が 37 年ぶりに大幅改正された。本計画は改正後の「瀬戸内法」において大きく見直された瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念にのっとり、かつ法改正に先立ち政府が変更した「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、兵庫県の区域（「瀬戸内法」第２条第１項に規定する瀬戸内海及び同法第５条第１項に規定する関係府県の区域のうち兵庫県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境の保全に関し、瀬戸内海を豊かで美しい「里海[1]」として再生するため実施すべき施策について定めたものである。

（瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念）

瀬戸内海環境保全特別措置法第２条の２　瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。

２　瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。

３　瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によつてこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。

なお、これまでの「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」は、廃止する。

[1] 里海：本計画においては、「人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海」（「瀬戸内法」第２条の２第１項）とする。

２　計画の期間

本計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定の５年後に施策の進捗状況の点検を行い、計画の見直しを行うものとする。

第２　計画の目標

１　沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

(1)　藻場・干潟・砂浜・塩性湿地[2]等の保全、再生及び創出

○水質浄化及び物質循環の機能を有し、魚介類等の水生生物をはじめ、渡来する鳥類も含め多様な生物が生息・生育する場となっており、環境学習・環境教育の場等としても重要な役割を果たしている藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の浅海域について、水産資源保全上必要な藻場・干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全、再生及び創出されていること。

○上記以外の藻場・干潟等についても、それが現状より減少することのないようにする等、適正に保全されていること。

(2)　自然海浜の保全等

海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

(3)　底質改善対策・窪地[3]対策の推進

生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び窪地について、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。

(4)　海砂利の採取の禁止

海砂利の採取（河口閉塞対策等を除く。以下同じ。）が行われていないこと。

(5)　埋立てに関する環境保全に対する配慮

海面の埋立てに関しては、「瀬戸内法」第 13 条第２項に基づく基本方針が適切に運用されていること。

(6)　環境配慮型構造物[4]の採用

海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮されていること。

---

[2] 塩性湿地:海水の影響を受ける湿地。

[3] 窪地：過去の土砂採取などにより、周りよりも水深が深くなっている箇所。酸素が少なくなることにより、魚などの生き物が棲みにくい場所となる。

[4] 環境配慮型構造物：緩傾斜護岸（護岸・堤防の裾幅を拡げ、勾配を緩やかにすることにより、身近な水辺空間を実現して親水性を向上させるとともに、海中部で海藻を生育させやすく、多様な生態系を創出できるようにした護岸）、生物共生型護岸（魚礁ブロック型護岸等）、海水交換型の防波堤、周辺の景観に配慮した施設構造のデザインの構造物等。

２　水質の保全及び管理の推進に関する目標

(1)　水質の保全及び管理の推進

○従来の「水質保全」の考え方に、生物にとって良好な生息環境の保全・再生という観点からの水質管理の考え方が加わった新たな「水質保全」施策が計画的かつ総合的に講ぜられていること。

○環境基準[5]を達成した水域について、達成の維持が図られていること。

○化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成していない水域について、達成のための方策等の検討が進められていること。

○窒素及び燐は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系維持に必要な元素であることから、その適切な濃度の維持が図られていること。

○赤潮[6]及び貧酸素水塊[7]の発生機構の解明が図られるとともに、その発生の人為的要因となるものが極力少なくされていること。

○海面が清浄に保持され、水質を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊していないこと。

○水質の調査・監視体制が適切に整備されていること。

(2)　生活排水対策の推進

地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備や適正な維持管理の徹底等により、生活排水対策が計画的に進められていること。

(3)　底質環境の改善

○貧酸素水塊発生の要因となる窪地について、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。

○海域利用の実情に応じ、環境との調和に十分配慮しつつ、適切な底質改善が図られていること。

(4)　有害化学物質等の低減のための対策

環境への有害化学物質等の排出量及び残留量低減のための対策が進められていること。

---

[5] 環境基準：環境基本法に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

[6] 赤潮：海域の富栄養化が主な原因とされ、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）が増殖し海面が変色する現象。プランクトンの種類により茶褐色や赤色、黄褐色、緑色などにも変色することがある。

[7] 貧酸素水塊：魚介類が生息できないほど水中の溶存酸素濃度が少ない、比較的孤立した水塊。

(5)　油や有害化学物質等による汚染の防止

油や有害化学物質等の流出事故の未然防止措置並びに事故発生時における拡大防止措置及び防除体制整備が図られていること。

(6)　健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

海域と陸域の連続性に留意して、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復が図られていること。

(7)　海水浴場等の水質の保全

海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全されていること。

播磨灘（兵庫県域）の全窒素及び全燐の濃度は低下傾向である。特に全窒素は、近年、環境基準のⅢ類型、Ⅱ類型が適用される水域の平均値は、それぞれⅡ類型、Ⅰ類型の環境基準値を下回っている。

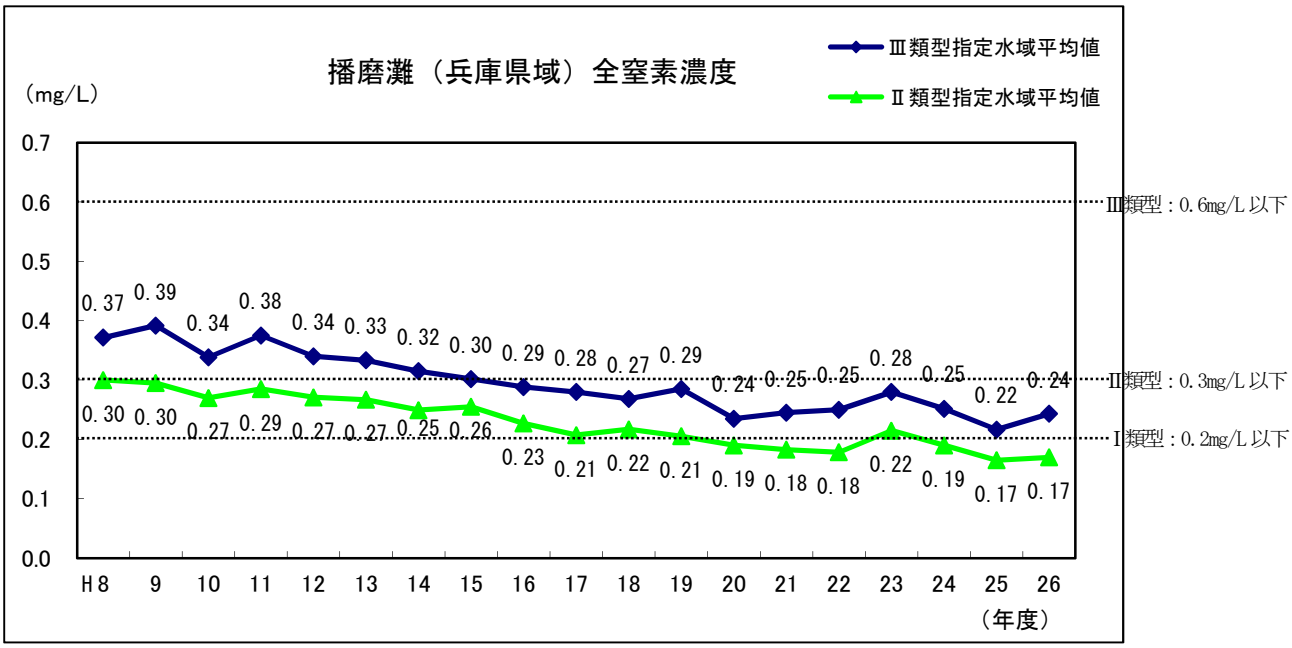

出典：公共用水域の常時監視結果

3　自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

(1)　自然公園等の保全

○自然景観の核心的な地域が、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を保護することを主眼として、適正に保全されていること。

○自然海岸が現状よりも減少することのないよう、適正に保全されていること。

(2)　緑地等の保全

保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を維持するのみならず、積極的に緑を育てる方向で適正に保護管理されていること。

(3)　史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財や郷土記念物等が適正に保全されていること。

(4)　漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進

海面、海中、海底及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

(5)　ツーリズムの推進

広域観光周遊ルート「せとうち・海の道[8]」をはじめ、瀬戸内海の様々な魅力を活かしたツーリズムが推進され、瀬戸内海の環境の保全への意識・関心が高められていること。

漂流・漂着・海底ごみが良好な景観を損なう。

[8] 広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」：兵庫県等、瀬戸内７県が連携して発足した「瀬戸内ブランド推進連合」（事務局：広島県）が主体となり、「世界に誇る“瀬戸内”の景色と“瀬戸内”でのみ味わえる貴重体験」、「“瀬戸内”に溢れる日本の『匠』と『自然風景』」、「西日本の主要観光地を訪問することのできる日本随一の確固たる幹線ルート」をコンセプトに作成したルート形成計画。広域観光周遊ルート形成促進事業（観光庁）において、国土交通大臣の認定を受けている。

4　水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

(1)　適正な栄養塩[9]管理等による生物の多様性及び生産性の確保

地域の実情に応じた適正な栄養塩管理等の取組により、貴重な漁業資源の宝庫として、餌生物が豊富に存在し、多様な魚介類が豊富に持続して獲れるなど、生物の多様性及び生産性が確保されていること。

(2)　資源管理の取組による水産資源の維持・増大

水産動植物の増殖が図られ、科学的な知見に基づく水産資源の適切な保存、管理及び利用が行われていること。

(3)　有害動植物の駆除等

海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置が講ぜられていること。

総漁獲量は、平成８年以降急激に減少。ノリ養殖生産量は、色落ちの頻発等により平成 10 年をピークに減少。

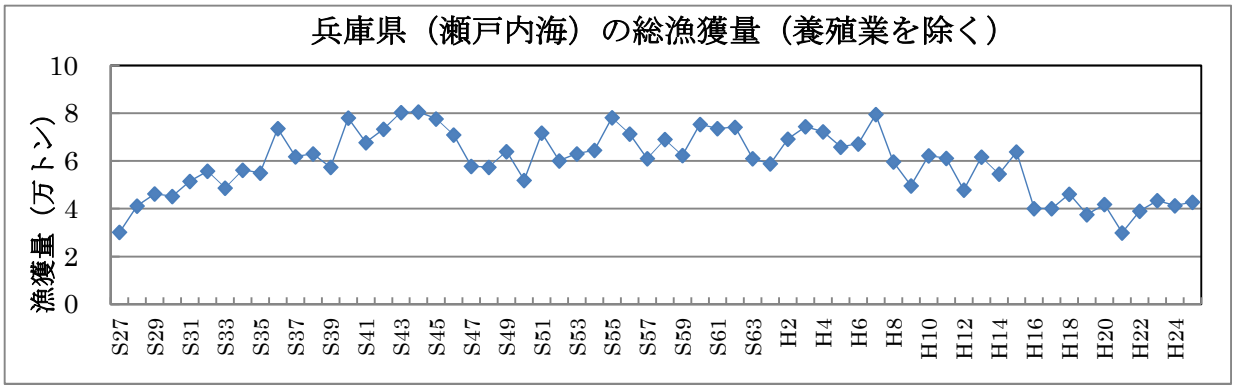

出典：漁業・養殖業生産統計（農林水産省）

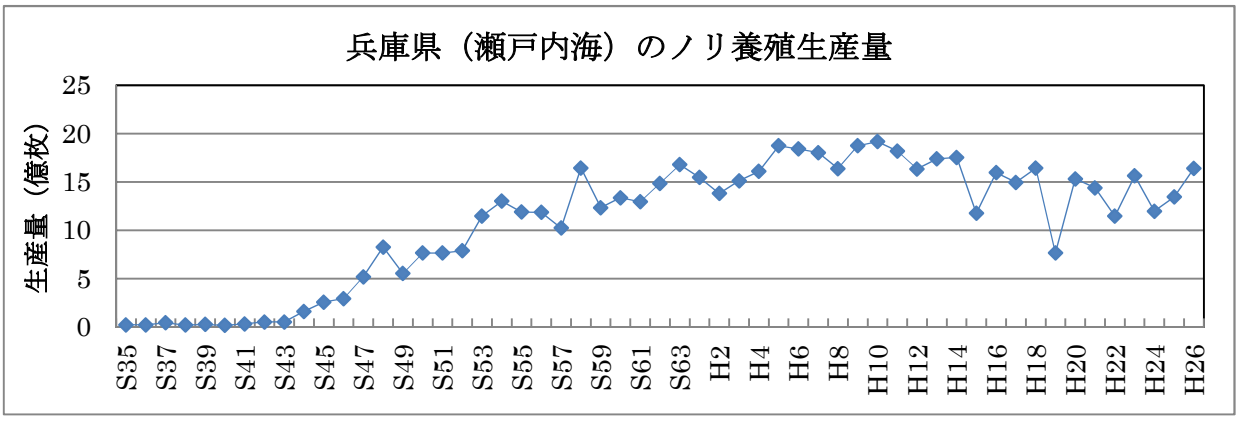

出典：兵庫県漁業協同組合連合会調べ
注：７月～翌年６月末までを１年としている

[9] 栄養塩：植物プランクトンや藻類の栄養になる物質。硝酸塩、亜硝酸塩、アンモニウム塩、りん酸塩などがある。

５　基盤的な施策に関する目標

⑴　環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等

瀬戸内海を、水質が良好な状態で維持されるとともに、生物の多様性及び生産性が確保され、その価値及び機能が最大限に発揮された「豊かで美しい海」とするためのモニタリング、調査・研究及び技術開発が進められていること。

⑵　廃棄物の処理施設の整備等

廃棄物の処理施設及び最終処分場は、廃棄物（汚水処理施設から排出されるものを含む。）の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海の環境の保全のために不可欠なものであることから、適切に整備及び確保がされていること。

⑶　広域的な連携の強化等

○環境保全施策の推進のため、広域的な連携の一層の強化が図られていること。

○多様な主体の参画により、湾・灘ごとの状況を継続して把握し施策を進めるための仕組みが作られていること。

⑷　情報提供、広報の充実

瀬戸内海の現状や環境保全の取組についての情報提供、広報が様々な方法によって行われていること。

⑸　環境保全思想の普及及び住民参加の推進

○沿岸地域だけでなく流域に関係する全ての人々に、森から川を経て海に至る環境が一体的なものとして認識され、瀬戸内海の環境の保全について高い意識が持たれていること。また、自らができる取組が積極的に行われていること。

○環境保全施策の策定及び推進に当たっては、住民の参画と協働により進められていること。

⑹　環境学習・環境教育の推進

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるための学習・教育が推進されていること。

第３　目標達成のための基本的な施策

１　沿岸域の環境の保全、再生及び創出

(1)　藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出

○藻場・干潟保全のため、「水産資源保護法」に基づき保護水面に指定されている水域及び「瀬戸内海漁業取締規則」に基づき藻場等におけるひき網漁業禁止区域に指定されている水域の藻場、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき国指定鳥獣保護区（特別保護地区）に指定されている干潟について、当該法令等に基づく規制措置の適切な運用によりその保全を図る。

また、国指定鳥獣保護区（特別保護地区）については適宜指定の見直し、区域の変更等を行う。

○瀬戸内海国立公園内の藻場・干潟は、「自然公園法」に基づき、その優れた景観を維持し、適切に保護する。必要に応じ、公園内で特に重要な海域を海域公園地区として指定し、その適切な管理を進めるなどの保全措置の強化に努める。

○上記以外の藻場・干潟等についても、それが現状より減少することのないようにする等、適正に保全するよう努める。

○藻場・干潟等の保全に止まらず、関係機関が連携し、航路や河川の浚渫土砂等を積極的に活用し、浅場等の造成等を計画的に実施する。

○陸域から海域への砂の供給について研究に努める。

○水産資源増殖の見地から漁場整備開発事業による増殖場の造成等を計画的に実施する。

○開発等に伴い失われた藻場・干潟等については、良好な環境を回復させる観点から、再生・創出するよう努める。

○移植等によって藻場等の再生・創出に取り組む場合には、遺伝的な攪乱がおきないよう留意する。

○他の海域から入り込む魚介類や微生物等が水質、生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、その情報収集に努める。

(2)　自然海浜の保全等

ア　規制の徹底と指導、取締りの強化

○海水浴場等に利用されている自然海浜について、必要に応じ「環境の保全と創造に関する条例」（以下「県環境保全条例」という。）に基づき自然海浜保全地区として指定し、同条例の適切な運用により保全する。

○「自然公園法」、「都市計画法」、「都市緑地法」、「都市公園法」、「鳥獣保護管理法」、「森林法」、「県環境保全条例」等による各種指定地区の区域に含まれる自

然海浜について、当該法令等に基づく規制措置等の適切な運用により保全を図る。

○上記以外の自然海浜については、その利用に好適な状態で保全されるよう努める。

イ　養浜[10]等による海浜環境の整備

養浜等により、自然とのふれあい等の場としての海浜環境の整備に努める。

⑶　底質改善対策・窪地対策の推進

○底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質の改善が必要な海域において、浚渫や敷砂、海底耕耘[11]等、改善に向けた対策を推進する。

○航路や河川の浚渫を行う場合は、関係機関が連携し、発生した浚渫土砂を底質改善対策等において積極的に有効活用する取組を推進する。

○窪地対策のために、深掘り跡の埋め戻しを行う場合においては、周辺海域への影響や改善効果を検討して行う。

⑷　海砂利の採取の禁止

「兵庫県漁業調整規則」による海域での土砂採取規制を継続する。

⑸　埋立てに関する環境保全に対する配慮

ア　埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化

○埋立てを回避する、あるいは埋立て必要規模を最小化するため、沿岸域の最適な土地利用に努める。

○廃棄物減量化による最終処分量の削減等を図るため、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき廃棄物の減量化・再資源化のための総合的な施策を実施する。

○廃棄物の埋立処分を行う際には、当該処分地が地域で果たす役割や大規模災害等に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保った廃棄物処理計画、埋立地の造成計画等によって行う。

イ　不可避な埋立てにおける配慮

○不可避な埋立てにおける配慮を検討する際には、特に藻場・干潟等のある浅海域が、一般に生物の多様性及び生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育、海水浄化等において重要な場であることを考慮する。

---

[10] 養浜：波によって海岸の砂が削り取られたような海岸に再び人の手で砂を戻す行為。

[11] 海底耕耘：海底の砂や泥が固まると、その中に含まれる水の酸素濃度が減少するなど、生物の生息環境悪化を招くため、鉄製の爪のついた道具等を漁船で曳航するなどの方法により海底を耕し、底質環境を改善する活動。

○「公有水面埋立法」に基づく埋立ての免許又は承認に当たって、「瀬戸内法」第13 条第１項の埋立てについての規定の運用に関する同条第２項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮する。

○不可避の影響については、定量的評価の結果を踏まえ、適切な代償措置を確実に実施する。

○代償措置の実施に当たっては、地域住民の意見が適切に反映されるよう努める。

ウ　環境影響評価の実施

ア及びイの検討に当たっては、「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づく環境影響評価を実施し、事業の必要性、環境影響の回避、低減を検討する。

なお、同法、同条例の対象とならない事業についても、これまで通り、同様の検討を行うよう努める。

(6)　環境配慮型構造物の採用

○新たな護岸等の整備時及び既存の護岸等の補修・更新時には、生物の生息・生育空間の再生・創出のため、環境への配慮を行う。

○海岸保全施設の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう努める。

多様な生物の生息・生育の場となっている藻場の様子（赤穂市）

河川工事で発生した良質な土砂を活用した浅場造成の様子（たつの市地先）

環境配慮型構造物の例（緩傾斜護岸）

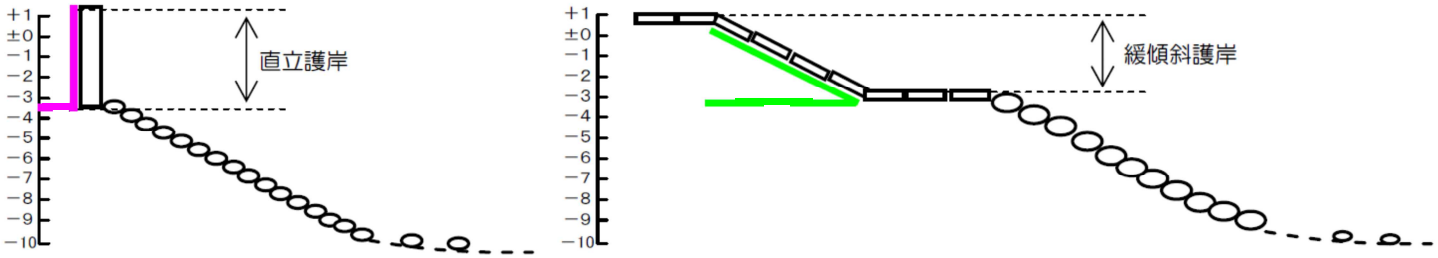

直立護岸（左図）と緩傾斜護岸（右図）の断面形状

出典：護岸形状と沿岸生物（大阪湾広域臨海環境整備センター、公益財団法人ひょうご環境創造協会）

２　水質の保全及び管理の推進

(1)　水質の保全及び管理の推進

ア　湾・灘ごとの取組

〔大阪湾〕

○COD は、環境基準の達成を目指すが、発生負荷量[12]が大幅に削減されているにも関わらず改善が見られないことから、調査・研究を推進する。

○全窒素、全燐は、環境基準達成を維持しつつ、大阪湾西部において播磨灘及び紀伊水道に準じて順応的な取組を進める。

○取組に当たっては、湾内でも海域によって生じている問題が異なっていることから、湾・灘よりも更に細かいスケールでの地域特性や季節性を考慮する。

〔播磨灘及び紀伊水道〕

○COD は、現在の水質が悪化しないように必要な対策を実施する。また、これまで顕著な改善が見られないことから、陸域からの流入負荷以外の要因について調査・研究を推進する。

○全窒素、全燐は、その環境基準達成を維持しつつ、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じ、下水処理場の栄養塩管理運転などのきめ細い水質管理の取組を、その影響を調査・研究しながら順応的に実施する。

イ　発生源対策

○「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）等に基づき、COD、窒素、燐の排水基準及び総量規制基準の遵守を図る。

○COD 対策の観点から、事業場内での排水処理施設の整備・用水の合理化・製造過程における対策等の指導等及び小規模・未規制事業場対策を推進する。

○事業者による自主的な環境管理の促進を図る。

○養殖漁場の環境悪化を防止するため、「持続的養殖生産確保法」、「兵庫県魚介類養殖指針」等に基づき、給餌量の適正化、周辺海域の環境監視等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進する。

○環境創造型農業を推進し、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」等に基づき、化学肥料の使用の低減に努めるとともに、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥化による農地還元利用を促進する。

---

[12] 負荷量：水の汚濁の原因となる物質の量。工場・事業場の場合は、汚水処理施設等から河川等への排水量と、その汚濁物質の濃度をかけ合わせて算出される。また、山林や水田等の場合は、その面積と、単位面積当たりの汚濁物質発生量をかけ合わせて算出される。

ウ　その他の対策

○河川等の自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。

○「水濁法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（以下「ダイオキシン法」という。）に基づく常時監視に加え、広域総合水質調査、浅海定線調査、漁場環境調査等、瀬戸内海の環境を把握するための調査を実施する。

○海域における底層溶存酸素量（底層 DO）等の連続測定体制の整備を推進する。

○指定地域内事業場の汚濁負荷量を的確に把握する。

○発生源別汚濁負荷量、流域別汚濁負荷量の現状値、各種発生源データ及び監視データ等を総合的に管理するための水質管理システムの充実を図る。

○赤潮による漁業被害を未然に防止するため、監視通報体制を整備する。

○赤潮・貧酸素水塊の発生メカニズムの解明及びそれらの防除技術の向上に向けた調査・研究を推進する。

○「３　自然景観及び文化的景観の保全」の「（４）漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進」に掲げる漂流ごみ対策を推進する。

⑵　生活排水対策の推進

○生活排水処理率が低い地域について、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を進める。

○既存の生活排水処理施設の適正な維持管理を徹底するとともに、施設の老朽化対策を推進する。

⑶　底質環境の改善

○水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、海域利用の実情に応じて、浚渫、覆砂、敷砂、海底耕耘等の対策と水質保全対策を組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を実施するよう努める。

○深掘り跡の埋め戻しを行う場合、周辺海域への影響や改善効果を検討して行う。航路や河川の浚渫を行う場合は、関係機関が連携し、発生した浚渫土砂を積極的に有効活用する取組を推進する。

⑷　有害化学物質等の低減のための対策

○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」に基づき、有害化学物質の排出量の把握、管理を進める。

○「水濁法」及び「ダイオキシン法」の適切な運用を図り、有害化学物質等の排出量の低減を図る。

○海域及び河川において底質調査を実施し、水銀またはポリ塩化ビフェニル（PCB）

が国の定めた暫定除去基準を上回る場合には、除去等の適切な措置を実施する。

○国内で使用されている化学物質は数万種類あるが、そのほとんどは排出基準が未設定であることから、予防原則に基づき、排出基準が定まっていない残留性、毒性等が高い化学物質の検出状況（経年変化、季節変動）を把握し、必要な措置を講ずる。

⑸　油や有害化学物質等による汚染の防止

ア　船舶及び陸上からの油等の流出防止及び廃油処理施設の整備

船舶及び陸上からの油等の流出防止のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）、「港則法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水濁法」に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。

また、必要に応じて廃油処理施設の設置等を図る。

イ　事故による海洋汚染の未然防止

○事故による海洋汚染を未然に防止するため、「消防法」及び「石油コンビナート等災害防止法」（以下「石災法」という。）に基づく規制の徹底及び指導監視の強化を図る。

○兵庫県及び関係市町の地域防災計画並びに「兵庫県石油コンビナート等防災計画」による一体的な防災活動等の適切な運営を促進する。

○船舶衝突事故等による油等の流出を防止するため、「海上交通安全法」及び「港則法」等に基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図る。

○海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

ウ　排出油等防除体制の整備

○排出油等の流出拡大を防ぐため、「海防法」及び「石災法」に基づくオイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、油回収装置及び消火薬剤や油処理剤等の備付け義務の徹底と自主設置の促進を図る。

○「水濁法」に基づく事故防止及び事故時の措置の徹底を図る。

○流出油等を速やかに回収するため、神戸港等２箇所に整備されている油回収船の高度の活用を図る。

○海上災害発生時に油等の防除等を行う海上災害防止センターの活用を図る。

○「大阪湾播磨灘海域排出油等防除計画」に基づき迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、大阪湾・播磨灘排出油等防除対策協議会を活用して関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努める。

○油等の拡散・漂流予測体制の強化に努める。

エ　環境保全対策の充実

○脆弱沿岸海域図、漁業影響情報図等の活用により事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方法等の調査検討を進める。

○環境への影響の少ない新たな油等防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査・研究を推進する。

○油等の流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の海域、海岸等に関する水質、生物等の観測データを蓄積する。

(6)　健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

○海域については、沿岸域の環境の保全及び自然浄化の回復に資する藻場・干潟の保全等のため、「１　沿岸域の環境の保全、再生及び創出」の「（１）藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出」に掲げる取組を実施する。

○陸域では、水源の保全と涵養[13]等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、健全な森林へ誘導するため、「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえ、森林整備事業、治山事業等によるスギ、ヒノキ人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生等を進める。

また、保安林の指定や森林病害虫被害対策等を促進することにより健全な森林の保全に努める。

○農地の適切な維持管理による表流水や地下水等水源の保全と涵養、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復及び下水処理水の再利用等に努める。

○施策の推進に当たっては、流域を単位とした、住民、民間団体、事業者、行政等、関係者間の連携の強化に努める。

(7)　海水浴場等の水質の保全

海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するように努める。

高性能林業機械によるスギ、ヒノキ人工林の間伐作業の様子

[13] 水源涵養：森林の土壌等が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。

3　自然景観及び文化的景観の保全

(1)　自然公園等の保全

○自然景観の核心的地域である「自然公園法」に基づく瀬戸内海国立公園、「兵庫県立自然公園条例」に基づく県立自然公園、「県環境保全条例」に基づく自然環境保全地域及び環境緑地保全地域が、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を保護することを主眼として適正に保全されるよう関係法令等に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化に努める。

○公園事業及び保全事業の執行及び民有地買上げ制度等の活用を適正に推進する。

○必要に応じ、自然公園等の区域の見直し等を進め、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保護に努める。

(2)　緑地等の保全

ア　良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地等の確保

○良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地を確保するため、「森林法」に基づく保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。

○「採石法」及び「砂利採取法」に基づく採取計画の認可及び「海岸法」に基づく許可に際して、緑地等の保全に十分配慮する。

○「県環境保全条例」に基づく「土石採取等遵守基準」に基づき、土石採取跡地の緑化を指導する。

○「森林病害虫等防除法」に基づき、保安林等公益的機能の高い森林等は森林病害虫を防除して、その保護に努める。

イ　沿岸都市地域における緑地の確保

○県及び市町における都市公園事業、港湾環境整備事業（緑地等施設）を積極的に促進する。

○「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区並びに「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「都市計画法」に基づく風致地区等の制度により、緑地の保全を図る。

○県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業により都市地域における緑地の創出を図る。

ウ　緑化修景措置

○開発等によりやむを得ず緑が減少する場合、これを極力回復するよう努める。

○「都市計画法」に基づく開発許可基準に即した公園緑地等を確保させ、併せて植栽等を指導する。

○「都市緑地法」による緑地協定の締結の促進、「淡路地域の自然保護のための土取事業規制要綱」に基づく緑化指導等により緑の修復に努める。

○「県環境保全条例」に基づき、公共施設の緑化に努めるとともに、工場等の緑化を推進する。

エ　臨海部における森づくり

これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復するため、「尼崎21世紀の森構想[14]」のように、臨海部においてまとまった規模の緑を創出し、良好な景観の創出を図る。

⑶　史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財や郷土記念物等が、良好な状態で保全されるよう、「文化財保護法」や条例等に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の対策を積極的に推進する。

⑷　漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進

○「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、ごみの投棄に対する取締りの強化及び清掃事業の実施を図る。

○瀬戸内海に流入する河川流域における清掃等の実施に努める等、生産・流通・消費・廃棄・処理の各段階における住民・事業者・行政が連携した廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理のための総合的な施策を実施する。

○住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じて、海面、海浜の美化意識の向上に努める。

○「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策を関係府県等と連携して促進する。

○同法参議院環境委員会の附帯決議に基づき、漂流・海底ごみの回収及び適正な処理に積極的に取り組む。

[14] 尼崎21世紀の森構想：近代化に伴い自然環境が失われ、産業構造の変化により地域の活力が低下した尼崎臨海地域（国道43号以南約1,000ha）において、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境共生型のまちづくりをめざした活動。

⑸　ツーリズムの推進

○広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の情報発信や瀬戸内海に特有な景観を活用した船舶による新しいツアー(クルーズツーリズム)の造成促進等、瀬戸内海の島々のネットワークや景観等の資源を活かした取組を推進する。

○都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズムを推進する。

○ツーリズムの推進に当たっては、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるよう努める。

○人と自然の関わりの場を作るため、産業の立地等により、人が海に近づきにくくなった場所においては、新たに自然が失われないよう配慮するとともに、周辺環境を勘案しつつ、例えば水際線へのアクセスや魚釣り、散策等が可能な親水性護岸の採用、海中観察の場の提供など、人と海とがふれあえる場を創出するよう努める。

⑹　その他の施策

ア　景観の保全

○開発等の実施に当たっては、海岸の景観の保全について十分配慮し、また、海面及び沿岸部等に施設を設置する場合も、景観の保全に十分配慮するよう努める。

○「景観の形成等に関する条例」による景観形成地区等の指定により自然景観と調和した良好な景観形成に努めるとともに、市町の景観行政団体への移行や景観計画の策定を支援する。

○放置プレジャーボートは、「プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱」に基づき、係留保管場所の計画的な整備や放置艇の適正保管場所への誘導等、適正な水域利用の促進を行うとともに、「港湾法」、「漁港漁場整備法」、「海岸法」、「河川法」に基づく移動措置等の規制及び「小型船舶の登録等に関する法律」に基づく小型船舶の把握を行い、適正な管理を行うよう指導等する。

○第 26 回瀬戸内海環境保全知事・市長会議（平成８年 12 月 17 日）で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力のもと、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していく。

イ　島しょ部の環境の保全

家島群島及び沼島では限られた環境資源を利用した生活が営まれており、その環境の保全は住民生活や社会経済のあり方に直結する課題であることから、「兵庫県離島振興計画」に基づき環境保全の取組に努める。

4　水産資源の持続的な利用の確保

(1)　適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保

ア　適正な栄養塩管理

○生物の多様性及び生産性の確保の重要性にかんがみ、当該海域の利用の実情を踏まえ、下水処理場において季節別や地先別で処理水の水質管理をより柔軟に行う栄養塩管理運転など、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細い水質管理の取組を、その影響を調査・研究しながら順応的に実施する。

○漁業者と農業者等が連携して行う、かいぼり[15]等の取組の継続・拡大を推進する。

イ　海域のモニタリングと水産資源への影響に関する調査・研究

○アの取組に当たっては、栄養塩など水質のモニタリングや水産資源への影響を調査・研究しながら順応的に実施する。

○水産資源を持続的に利用するために必要な栄養塩環境を把握するための調査・研究を行う。

ウ　藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出

魚介類の生息の場や産卵、幼稚魚育成の場として重要な沿岸域の環境を保全、再生及び創出するため、「１　沿岸域の環境の保全、再生及び創出」の「（１）藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出」に掲げる取組を実施する。

エ　底質改善対策

底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質の改善が必要な海域において、浚渫や敷砂、海底耕耘等、改善に向けた対策を推進する。

オ　環境配慮型構造物の採用

新たな護岸等の整備時及び既存の護岸等の補修・更新時には、生物の生息・生育空間の再生・創出のため、環境への配慮を行う。

---

[15] かいぼり：ため池の管理等のために行う池干し。ため池に溜まった栄養分を海へ供給することにつながる。(p22 写真参照)

(2)　資源管理の取組による水産資源の維持・増大

○「兵庫県栽培漁業基本計画」に基づき、種苗の生産に取り組む。

○生産した種苗を漁場整備開発事業で整備した増殖場を含めた生息適地に放流するなどの効果的な栽培漁業を実施する。

○行政、研究機関、漁業者が連携し、水産資源の調査・分析を行う。

○イカナゴの漁獲サイズや操業期間の設定、小型底びき網漁業でのバックフィッシュ運動[16]や休漁日の設定等の資源管理による水産資源の維持･増大に取り組むとともに、漁業の担い手の育成により、将来にわたる適正な利用を図る。

(3)　有害動植物の駆除等

大量発生により漁船漁業等の支障となるクラゲやヒトデ、食害により二枚貝に漁業被害をもたらすツメタガイ等の駆除等を進め、生物の多様性及び生産性の確保に努める。

かいぼりの様子（淡路市）

ヒトデ（有害動植物）駆除の様子

[16] バックフィッシュ運動：捕獲した魚のうち、一定サイズ以下のものを海に戻す取組。

５　基盤的な施策

(1)　環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等

○国、地方公共団体、事業者、民間団体等の連携の下に、以下の調査・研究等を推進する。

①瀬戸内海環境情報基本調査等の基礎的研究

②赤潮・青潮の発生及び貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明並びにそれらの防除技術の向上

③生物の多様性及び生産性の確保の観点からの水質管理及び底質改善に関する調査・研究

④地球規模の気候変動がもたらす生物の多様性及び生産性への影響や適応策の調査・研究

○瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究を推進する。

○海域の窒素、燐濃度レベルを管理するための新たな手法等に関する技術開発を促進する。

○指定地域内事業場による栄養塩管理運転についての調査・検討を行う。

○適正な栄養塩管理の取組に当たっては、栄養塩など水質のモニタリングや水産資源への影響を調査・研究しながら順応的に実施する。

○水質等の保全のための監視測定技術の向上のため、兵庫県環境研究センター等の活用により、水質測定器及び測定技術についての研究開発を行う。

○浅場の造成等に浚渫土砂やリサイクル材等を用いた土地改良材等を利用する際には、環境改善効果だけではなく、生態系への影響等にも十分に配慮して検証を行う。

○近年、海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチック[17]についての調査を推進する。

○海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境の保全の一層の推進を図る。

---

[17] マイクロプラスチック：漂流・漂着ごみのプラスチックは、海岸での紫外線や大きな温度差、海岸砂による摩耗などによって次第に細片化していく。このうち、サイズが 5㎜ を下回ったものをマイクロプラスチックと呼ぶ。魚類等による誤食を通して容易に生態系に混入するため、その表面に付着した汚染物質の生物体内への輸送媒体になる可能性も指摘されている。

⑵　廃棄物の処理施設の整備等

廃棄物の処理施設及び最終処分場は、廃棄物（汚水処理施設から排出されるものを含む。）の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海の環境の保全のために不可欠なものであることから、適切な整備及び確保を図る。

○廃棄物処理施設整備事業により、一般廃棄物処理施設の整備を促進する。

○産業廃棄物について、事業場及び処理業者に対する監視の徹底を図るとともに、広域処理体制の整備を図る。

○廃棄物減量化による最終処分量の削減等を図るため、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき廃棄物の減量化・再資源化のための総合的な施策を実施する。

⑶　広域的な連携の強化等

○大阪湾環境保全協議会を通じて大阪府、和歌山県等と地域間、流域間の連携を行い、水質保全・管理対策の強化を図る。

○大阪湾再生推進会議が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、関係機関、関係府県・市と連携し、各種改善施策を推進する。

○瀬戸内海環境保全知事・市長会議等により、地方公共団体間の連携を図る。

○播磨灘及び紀伊水道について、多様な主体が参画する湾灘協議会を設置し、湾・灘ごとの環境の状況及び施策の進捗状況を継続して把握し、施策を推進する。

⑷　情報提供、広報の充実

○「せとうちネット」、「大阪湾環境データベース」等のホームページや「瀬戸内海の環境保全資料集」等を通じて瀬戸内海の現状等について情報提供を行う。

○インターネット等各種の広報手段を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努める。

○公益財団法人国際エメックスセンターとの協力により、世界閉鎖性海域環境保全会議等国際会議の開催や支援を行うとともに、会議への積極的な参加、人的交流、情報の発信・交換等に努める。

⑸　環境保全思想の普及及び住民参加の推進

○環境保全施策の推進に当たっては、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体との参画と協働により進める。

○住民に対して、インターネット等各種の広報手段、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等により、瀬戸内海の環境の保全についての啓発活動を実施する。

○水産資源の管理措置について、漁業者はもとより、広く一般の理解を深めるとともに、水産資源の管理における遊漁者の役割についての広報に努める。

○藻場・干潟等の保全、かいぼり、海岸ごみの一斉清掃等への住民や学生の参加を促し、瀬戸内海の環境の保全への地域の理解を深める。
○不法投棄の防止や台所排水への生ごみ混入防止等の運動推進に努める。
○公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、ひょうご環境保全連絡会及び公益財団法人ひょうご環境創造協会等の協力を得て、より一層その効果を増すよう努める。

(6) 環境学習・環境教育の推進

○「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、発達の段階に応じた自然体験活動や、地域において家族、若い世代とシニア世代がともに学ぶなど、あらゆる主体による環境学習・環境教育を推進する。
○瀬戸内海の環境の保全に対する理解を深め、環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用した環境学習・環境教育を推進する。
○環境学習・環境教育の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、民間団体との連携を図る。
○環境学習・環境教育の拠点施設となるひょうご環境体験館を適切に運営する。
○海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、瀬戸内海の環境の保全についての理解促進のためのプログラム等の整備等に努める。
○国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を活かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努める。
○小学３年生を対象とした環境体験事業や小学５年生を対象とした自然学校推進事業等の環境学習・環境教育の推進を図る。

住民による海岸ごみの一斉清掃の様子

環境体験事業における里山での活動の様子

第４　計画の推進

１　計画の進行管理

本計画の目標の実現に向け、第３に掲げる施策を着実かつ効果的に進めるためには、国、県、市町、地域団体や漁業者等関係者など各主体との連携により取り組むことが重要である。

これら取組の推進及び進捗管理はPDCAサイクルにより実施し、進捗状況の点検・評価を取りまとめ、県環境審議会や湾灘協議会の意見を聴き、持続的改善を図る。

また、県は、関係部局等で構成する兵庫県環境適合型社会形成推進会議瀬戸内海環境保全部会で、各種事業に関して、目標値を盛り込んだ「実施計画」を作成し、部局横断的に取組む。

２　計画の点検

本計画では、以下の指標や各種事業の実施結果を用いて取組の状況を把握するとともに、定期的に取組状況を点検する。

(1)　沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標

○藻場面積
○干潟面積
○漁場環境改善面積
○浅場造成等件数
○渡り鳥飛来数
○養浜箇所数
○自然海浜保全地区指定数
○海水浴場の利用者数
○アサリ類漁獲量
○海底耕耘実施箇所数
○埋立免許・承認面積

(2)　水質の保全及び管理の推進に関する指標

○水質汚濁に係る環境基準達成状況
○水温
○汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）・窒素・燐）
○下水道高度処理実施率
○漁場改善計画策定漁協の養殖生産量シェア
○漁場改善計画数
○エコファーマー認定件数
○赤潮発生件数

○赤潮被害件数
○汚水処理人口普及率
○夏季底層 DO 濃度
○化学物質排出移動量届出制度(PRTR)に基づく公共用水域への届出排出量
○油による海洋汚染の発生確認件数
○森林管理 100%作戦事業（間伐面積）
○里山整備面積
○水浴場の水質判定基準の達成状況

(3) 自然景観及び文化的景観の保全に関する指標

○国立公園面積
○森林面積
○森林整備（造林）実施面積
○保安林指定面積
○魚つき保安林指定面積
○都市公園面積
○都市計画法に基づく風致地区指定面積
○都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積
○史跡、名勝、天然記念物等の指定件数
○郷土記念物の指定件数
○海岸漂着物等回収量
○国立公園利用者数
○臨海部における親水空間（散策道、海浜公園等）の数
○釣り公園等の釣り場の数
○景観形成地区等指定件数
○景観法に基づく景観計画の策定自治体数

(4) 水産資源の持続的な利用の確保に関する指標

○漁業生産量
○漁業者と農業者等が連携して行うかいぼりの実施箇所数
○栄養塩等濃度・クロロフィルａ濃度・水温
○保護水面指定数
○水産動植物採捕禁止区域等設定数
○漁場整備事業（魚礁設置等）実施箇所数
○漁場環境改善面積
○新規漁業就業者数

⑸　基盤的な施策に関する指標

〇里海づくり活動の取組箇所数

〇地域団体等による藻場・干潟再生創出支援事業実施数

〇漁業者と農業者等が連携して行うかいぼりの実施箇所数

〇環境保全活動のイベント数

〇環境保全活動参加者数

施策体系

ゴシック：兵庫県計画に新たに追加した項目

1　沿岸域の環境の保全・再生及び創出

- 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出
  - (1)法規制の徹底と法対象外も含めた藻場・干潟の保全
  - **(2)航路・河川の浚渫土砂の活用による浅場造成**
  - **(3)陸域から海への砂の供給についての研究**
  - (4)漁場整備開発事業による増殖場の造成
  - (5)失われた藻場・干潟等の再生・創出
  - (6)移植による遺伝的攪乱の防止
  - (7)移入種対策のための情報収集
- 自然海浜の保全等
  - (1)法規制の徹底と法対象外も含めた自然海浜の保全
  - (2)養浜等による海浜環境の整備
- 底質改善対策・窪地対策の推進
  - **(1) 浚渫・敷砂・海底耕耘等の対策**
  - **(2)浚渫土砂の有効活用**
  - (3)対策時の周辺海域への影響の検討
- 海砂利の採取の禁止
- 埋立に関する環境保全に対する配慮
  - (1)埋立の回避・埋立必要規模の最小化
  - (2)不可避な埋立における十分な環境配慮
  - **(3)環境影響評価の徹底**
- 環境配慮型構造物の採用
  - **(1)海岸保全施設等の新設、補修、更新時の環境配慮**

2　水質の保全及び管理の推進

- 水質の保全及び管理の推進
  - **(1)湾灘ごとの取組**
    - **ア　大阪湾：COD 対策の調査研究、N,P 管理の順応的取組、湾内海域の地域特性・季節特性を考慮**
    - **イ　播磨灘、紀伊水道：COD 対策の調査研究、下水処理場における栄養塩管理運転などの順応的取組**
  - (2)発生源対策
    - 水質汚濁防止法等の遵守、養殖漁場の給餌量の適正化、環境創造型農業の推進
  - (3)その他
    - 水質の監視、**赤潮・貧酸素水塊の調査・研究**
- 生活排水対策の推進
  - (1)地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備
  - (2)施設の維持管理の徹底
- 底質環境の改善
  - **(1)底質対策時の水質保全への配慮**
  - **(2)浚渫土砂の有効活用**
- 有害化学物質等の低減のための対策
  - (1)PRTR 法による排出量の把握と管理
  - (2)水質汚濁防止法、ダイオキシン法の適切な運用
  - (3)底質調査の実施
  - (4)未規制物質の実態把握
- 油や有害化学物質等による汚染の防止
  - (1)船舶・陸上からの排出防止、廃油処理施設の整備
  - (2)事故による海洋汚染の未然防止
  - (3)排出油等防除体制の整備
  - **(4)水質汚濁防止法に基づく事故防止措置の徹底**
  - (5)油等防除技術や環境修復技術等の調査研究
- 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
  - (1)藻場・干潟等の保全・再生・創出
  - (2)「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえた森林整備
- 海水浴場等の水質の保全
  - (1)海水浴場、潮干狩場等の水質の保全

3　自然景観及び文化的景観の保全

- 自然公園等の保全
  - (1)法規制の徹底と監視及び指導の強化
  - (2)区域の見直し等による優れた自然景観の保護
- 緑地等の保全
  - (1)開発許可制度の適正な運用
  - (2)県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の緑地創出
  - (3)開発により減少した緑の回復
  - (4)臨海部にまとまった規模の緑の創出

史跡・名勝・天然記念物等の保全	(1)法規制の徹底と保存修理、環境整備等の推進
漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進	(1)ごみ投棄の取締り強化、清掃事業の実施 (2)住民等への広報活動 **(3)海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策の促進**
ツーリズムの推進	**(1)「せとうち・海の道」をはじめ、瀬戸内海の景観等の資源を活かした観光ルートの形成、魅力の情報発信** **(2)地域の持つ特有の魅力を再評価、地域の活性化**
その他の施策	(1)開発等に当たっての景観の保全への配慮 (2)「瀬戸内海景観宣言」による地域の特性や個性を考慮した内海景観の保全・創造

4　水産資源の持続的な利用の確保

適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保	**(1)湾灘ごと、季節ごとの状況に応じた下水処理場の栄養塩管理運転などの順応的取組** **(2)かいぼり等の取組の継続・拡大** **(3)海域のモニタリングと水産資源への影響に関する調査・研究** **(4)藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出** **(5)浚渫・敷砂・海底耕耘等の底質改善対策** **(6)環境配慮型構造物の採用**
資源管理の取組による水産資源の維持・増大	**(1)栽培漁業基本計画に基づく種苗の生産** **(2)生産した種苗の生息適地への放流** **(3)水産資源の調査・分析** **(4)各種資源管理の取組や担い手の育成による継続的な利用**
有害動植物の駆除等	**(1)生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等**

5　基盤的な施策

環境保全に関するﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ、調査・研究及び技術の開発等	**(1)生物の多様性及び生産性の確保の観点からの栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究の推進** **(2)浚渫土砂やリサイクル材等による浅場造成等の際の生態系への影響の検証** **(3)マイクロプラスチックの調査等**
廃棄物の処理施設の整備等	(1)ごみ処理施設等の整備の促進 (2)廃棄物処理計画に基づく廃棄物の減量化・再資源化
広域的な連携の強化等	(1)大阪湾環境保全協議会や大阪湾再生推進会議等による水質保全管理対策の強化 (2)瀬戸内海環境保全知事・市長会議等による自治体の連携 **(3)多様な主体が参画する湾灘協議会の設置**
情報提供、広報の充実	(1)HP や資料集等を通じて瀬戸内海の現状を情報提供 (2)ｴﾒｯｸｽ会議等国際会議の支援
環境保全思想の普及及び住民参加の推進	(1)各種の広報手段や環境月間等事業等による啓発活動 (2)藻場・干潟等の保全等への住民や学生の参加の促進 (3)瀬戸内海環境保全協会、ひょうご環境保全連絡会、ひょうご環境創造協会等との協力
環境学習・環境教育の推進	(1)新兵庫県環境学習環境教育基本方針に基づく環境学習・環境教育の推進 (2)ひょうご環境体験館の適切な運営 (3)環境体験事業・自然学校の推進